

# 経 済 産 業 省

20130318貿局第2号  
輸出注意事項25第6号

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達を次のように定める。

平成25年3月29日

経済産業省貿易経済協力局長 北川 慎介

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達

「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成25年4月1日から施行する。

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>I 一般包括許可(略)</p> <p>II 特別一般包括許可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特別一般包括許可の申請者  <u>特別一般包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、関税法（昭和29年法律第61号）第67条の3第1項第1号に規定する特定輸出者（以下「<u>特定輸出者</u>」という。）が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の申請を行う場合は、（2）に該当することを要しない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外為法等遵守事項の実施状況について、安全保障貿易検査官室による実地の調査（立入検査を含む。以下同じ。）を受けている者（実地の調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。）</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>外為法を始めとする輸出関連法規の最新情報を入手し、輸出等の業務に従事する役職員に対し周知している者</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 特別一般包括許可の申請手続          特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括役務取引許可を受けようとする者は、様式第1に定める特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請書又は様式第2に定める特別一般包括役務取引許可申請書2通を含む以下の書類を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) <u>特定輸出者承認書の写し（2の（2）の安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けていない者が特別一般包括輸出・役</u></p>	<p>(略)</p> <p>I 一般包括許可(略)</p> <p>II 特別一般包括許可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特別一般包括許可の申請者          特別一般包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外為法等遵守事項の実施状況について、安全保障貿易検査官室による実地の調査（立入検査を含む。以下同じ。）を受けている者（実地の調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。）</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>申請に先立ち、その役員又は正規職員が輸出管理に係る適格な説明会（以下「<u>適格説明会</u>」という。）を受講している者（<u>天災その他やむを得ない事情がある者を除く。</u>）</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 特別一般包括許可の申請手続          特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括役務取引許可を受けようとする者は、様式第1に定める特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請書又は様式第2に定める特別一般包括役務取引許可申請書2通を含む以下の書類を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) <u>適格説明会の受講実績・・・1通</u>          ① <u>適格説明会の受講実績は、申請前1年間において申請者の</u></p>

務（使用に係るプログラム）取引許可の申請を行う場合に限る。）・・・1通

6～10（略）

11 特別一般包括許可の更新

(1)～(2)（略）

(3) 更新のための手続

特別一般包括許可の更新を行う場合は、次の（イ）～（ホ）の書類を提出しなければならない。

（イ）～（二）（略）

（削る）

（ホ）（略）

12～13（略）

Ⅲ 特定包括許可

1（略）

2 特定包括許可の申請者

特定包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、特定輸出者が特定包括輸出許可の申請を行う場合は、（2）に該当することを要しない。

(1)（略）

(2) 外為法等遵守事項の実施状況について、安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けている者（実地の調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。また、実地の調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実地の調査を省略する。）

(3)～(4)（略）

役員又は正規職員が受講した実績として、その時期、場所、受講者役職及び氏名を示すものでなければならない（記載例1を参照）。

② 適格説明会は、輸出管理に係る説明会として予め経済産業省が明示したものをいう。

③ 受講者として記載される者は、申請時においてなお申請者の役員又は正規職員として現存している者であることを必要としない。

④ 適格説明会の受講実績は、チェックリスト受理票に「未受講」の押印があるときに限り必要とされる。

⑤ 天災その他やむを得ない事情により受講実績がないときは、①の書面にその事情を記載して提出することができる。

6～10（略）

11 特別一般包括許可の更新

(1)～(2)（略）

(3) 更新のための手続

特別一般包括許可の更新を行う場合は、次の（イ）～（ホ）の書類を提出しなければならない。

（イ）～（二）（略）

（ホ）適格説明会の受講実績（5の（二）に同じ。）・・・1通

（へ）（略）

12～13（略）

Ⅲ 特定包括許可

1（略）

2 特定包括許可の申請者

特定包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1)（略）

(2) 外為法等遵守事項の実施状況について、安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けている者（実地の調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。また、実地の調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実地の調査を省略する。）

(3)～(4)（略）

(5) 外為法を始めとする輸出関連法規の最新情報を入手し、輸出等の業務に従事する役職員に対し周知している者

3～4 (略)

5 特定包括許可の申請手続

(1)～(3) (略)

(4) 申請に必要な書類

特定包括許可を受けようとする者は、次の(イ)～(ト)の書類を、申請窓口へ提出しなければならない。

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 特定輸出者承認書の写し(2の(2)の安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けていない者が特定包括輸出許可の申請を行う場合に限る。)・・・1通

(ホ)～(ヘ) (略)

(ト) 需要者の誓約書

① (略)

② 特定包括役務取引許可申請の場合

提出書類通達様式2の誓約書・・・原本及び写し1通

(注1) ①及び②の誓約書の記載については、提出書類通達別記1(カ)及び別記2に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

- ・貨物等の説明(同様式2第2節(a))の欄及び契約番号/契約のサイン日(同様式2第2節(c))の欄は、輸出者と包括的な契約等があれば、その契約書等に記載されている貨物等及び契約番号を記載すること。(5)の①d)又は②d)に該当する場合には、該当する輸出許可の許可番号及び許可日を記載すること。該当する契約等がない場合には、貨物等の説明(同様式2第2節(a))の欄に、予定するまたは想定される貨物等の内容を記載し、契約番号/契約のサイン日(同様式2第2節(c))は空欄で構わない。
- ・輸出する貨物等の数量・重量(同様式2第2節(b))は空欄で構わない。
- ・貨物等の用途(同様式2第3節(a))は、同様式2第2節(a)に記載した貨物等の用途を記載すること。

(5) 申請に先立ち、その役員又は正規職員が適格説明会を受講している者(天災その他やむを得ない事情がある者を除く。)

3～4 (略)

5 特定包括許可の申請手続

(1)～(3) (略)

(4) 申請に必要な書類

特定包括許可を受けようとする者は、次の(イ)～(ト)の書類を、申請窓口へ提出しなければならない。

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 適格説明会の受講実績(Ⅱの5(ニ)に同じ。)・・・1通

(ホ)～(ヘ) (略)

(ト) 需要者の誓約書

① (略)

② 特定包括役務取引許可申請の場合

提出書類通達様式2の誓約書・・・原本及び写し1通

(注1) ①及び②の誓約書の記載については、提出書類通達別記1(カ)及び別記2に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

- ・貨物等の説明(同様式2第2節(a))の欄及び契約番号/契約のサイン日(同様式2第2節(c))の欄は、輸出者と包括的な契約等があれば、その契約書等に記載されている貨物等及び契約番号を記載すること。(5)の①d)又は②d)に該当する場合には、該当する輸出許可の許可番号及び許可日を記載すること。該当する契約等がない場合には、貨物等の説明(同様式2第2節(a))の欄に、予定するまたは想定される貨物等の内容を記載し、契約のサイン日(同様式2第2節(c))は空欄で構わない。
- ・輸出する貨物等の数量・重量(同様式2第2節(b))は空欄で構わない。
- ・貨物等の用途(同様式2第3節(a))は、同様式2第2節(a)に記載した貨物等の用途を記載すること。

- (注2) (略)  
(注1) ~ (注2) (略)  
(5) (略)  
6~9 (略)  
10 特定包括許可の更新  
(1) ~ (2) (略)  
(3) 更新のための手続  
特定包括許可の更新を行う場合は、次の(イ) ~ (リ)の書類を提出しなければならない。  
(イ) ~ (ハ) (略)  
(ニ) 削除  
  
(ホ) ~ (リ) (略)  
(注) (略)  
11~12 (略)  
IV 特別返品等包括許可  
1 (略)  
2 特別返品等包括許可の申請者  
特別返品等包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。  
(1) ~ (4) (略)  
(5) 外為法を始めとする輸出関連法規の最新情報を入手し、輸出等の業務に従事する役職員に対し周知している者  
3~4 (略)  
5 特別返品等包括許可の申請手続  
(1) ~ (2) (略)  
(3) 申請に必要な書類  
特別返品等包括許可を受けようとする者は、次の(イ) ~ (リ)の書類を申請窓口に提出しなければならない。  
(イ) ~ (ハ) (略)  
(ニ) 削除  
  
(ホ) ~ (リ) (略)  
(4) (略)  
6~9 (略)  
10 特別返品等包括許可の更新

- (注2) (略)  
(注1) ~ (注2) (略)  
(5) (略)  
6~9 (略)  
10 特定包括許可の更新  
(1) ~ (2) (略)  
(3) 更新のための手続  
特定包括許可の更新を行う場合は、次の(イ) ~ (リ)の書類を提出しなければならない。  
(イ) ~ (ハ) (略)  
(ニ) 適格説明会の受講実績(IIの5(ハ)に同じ。) . . . 1  
通  
(ホ) ~ (リ) (略)  
(注) (略)  
11~12 (略)  
IV 特別返品等包括許可  
1 (略)  
2 特別返品等包括許可の申請者  
特別返品等包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。  
(1) ~ (4) (略)  
(5) 申請に先立ち、その役員又は正規職員が適格説明会を受講している者(天災その他やむを得ない事情がある者を除く。)  
3~4 (略)  
5 特別返品等包括許可の申請手続  
(1) ~ (2) (略)  
(3) 申請に必要な書類  
特別返品等包括許可を受けようとする者は、次の(イ) ~ (リ)の書類を申請窓口に提出しなければならない。  
(イ) ~ (ハ) (略)  
(ニ) 適格説明会の受講実績(IIの5(ニ)に同じ。) . . . 1  
通  
(ホ) ~ (リ) (略)  
(4) (略)  
6~9 (略)  
10 特別返品等包括許可の更新

(1) ~ (2) (略)

(3) 更新のための手続

特別返品等包括許可の更新を行う場合は、次の(イ) ~ (チ)の書類を提出しなければならない。

(イ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 削除

(ホ) ~ (チ) (略)

11 ~ 12 (略)

## V 特定子会社包括許可

1 ~ 2 (略)

3 特定子会社包括許可の申請者

特定子会社包括許可の申請を行うことができる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)から(7)までのいずれにも該当する者とする。

(1) ~ (6) (略)

(7) 外為法を始めとする輸出関連法規の最新情報を入手し、輸出等の業務に従事する役職員に対し周知している者

4 ~ 5 (略)

6 特定子会社包括許可の申請手続

(1) ~ (2) (略)

(3) 申請に必要な書類

特定子会社包括許可を受けようとする者は、次の(イ) ~ (リ)の書類を申請窓口に提出しなければならない。

(イ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 削除

(ホ) ~ (リ) (略)

(注) (略)

7 ~ 10 (略)

11 特定子会社包括許可の更新

(1) ~ (2) (略)

(3) 更新のための手続

特定子会社包括許可の更新を行う場合は、次の(イ) ~ (ヲ)の書類を提出しなければならない。

(イ) ~ (ハ) (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 更新のための手続

特別返品等包括許可の更新を行う場合は、次の(イ) ~ (チ)の書類を提出しなければならない。

(イ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 適格説明会の受講実績(Ⅱの5(ニ)に同じ。) . . . 1  
通

(ホ) ~ (チ) (略)

11 ~ 12 (略)

## V 特定子会社包括許可

1 ~ 2 (略)

3 特定子会社包括許可の申請者

特定子会社包括許可の申請を行うことができる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)から(7)までのいずれにも該当する者とする。

(1) ~ (6) (略)

(7) 申請に先立ち、その役員又は正規職員が適格説明会を受講している者(天災その他やむを得ない事情がある者を除く。)

4 ~ 5 (略)

6 特定子会社包括許可の申請手続

(1) ~ (2) (略)

(3) 申請に必要な書類

特定子会社包括許可を受けようとする者は、次の(イ) ~ (リ)の書類を申請窓口に提出しなければならない。

(イ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 適格説明会の受講実績(Ⅱの5(ニ)に同じ。) . . . 1  
通

(ホ) ~ (リ) (略)

(注) (略)

7 ~ 10 (略)

11 特定子会社包括許可の更新

(1) ~ (2) (略)

(3) 更新のための手続

特定子会社包括許可の更新を行う場合は、次の(イ) ~ (ヲ)の書類を提出しなければならない。

(イ) ~ (ハ) (略)

(二) 削除

(ホ) ~ (ヲ) (略)

(注) (略)

12 ~ 14 (略)

VI ~ VII (略)

(別表1) ~ (別表8) (略)

[別表A] ~ [別表B] (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋 (略)

様式第1 ~ 様式第25 (略)

様式a ~ 様式aの2 (略)

(削る)

(二) 適格説明会の受講実績 (IIの5(二)に同じ。) . . . 1

通

(ホ) ~ (ヲ) (略)

(注) (略)

12 ~ 14 (略)

VI ~ VII (略)

(別表1) ~ (別表8) (略)

[別表A] ~ [別表B] (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋 (略)

様式第1 ~ 様式第25 (略)

様式a ~ 様式aの2 (略)

記載例1 (略)